

本人通知制度の登録を希望される方へ

本人通知制度の利用は、希望者に限るため事前に登録が必要です。登録を希望される方は「多可町本人通知制度事前登録申出書」を提出してください。

なお、受付時に本人確認を行います。

| | |
|---------|---|
| 受付場所・日時 | <p><受付場所> 多可町役場住民課 加美地域局 八千代地域局</p> <p><受付日時> 月曜日から金曜日（休日は除く） 午前8時30分～午後5時15分</p> |
| 必要なもの | <p><登録者本人が申し出る場合></p> <ul style="list-style-type: none">・登録者本人の「本人確認書類」 <p>※運転免許証、旅券、個人番号カード、その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書など（本人の写真が貼付されたもの）</p> |
| | <p><代理人が申し出る場合></p> <p>①法定代理人</p> <ul style="list-style-type: none">・代理人の「本人確認書類」・戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類 <p>※登録者の本籍が多可町の場合は省略可</p> <p>②法定代理人以外の者（登録者本人が申出できない場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none">・代理人の「本人確認書類」・委任状 |

※登録日は、申出受付日の翌日（その日が町の休日に当たる場合は、その翌開庁日）で、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

※郵送による申出も可能です。事前登録申出書と本人確認書類のコピーを住民課宛に送付してください。

本人通知制度の詳細内容は裏面をご覧ください。

本人通知制度の概要

本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する制度です。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できます。

本人通知制度を利用するには

あらかじめ本人通知制度事前登録者名簿に登録（事前登録）が必要になります。「多可町本人通知制度事前登録申出書」を受付場所に提出してください。

登録日は、申出受付日の翌日（その日が町の休日に当たる場合は、その翌開庁日）で、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

なお、郵送による申出も可能ですので、事前登録申出書と本人確認書類のコピーを住民課宛に送付してください。

事前登録の対象者

- ①多可町の住民基本台帳又は戸籍の附票に登録されている人（消除された人を含む）
- ②多可町の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）

事前登録期間

本人通知制度の事前登録期間は、登録日から3年後の年度末までです。

なお、事前登録の廃止の申出がない限り、登録期間が自動更新されます。

本人通知の対象となる証明書

- ①住民票の写し（消除された住民票を含む）
- ②戸籍の附票の写し（消除された附票を含む）
- ③住民票記載事項証明
- ④戸籍謄抄本（除籍謄抄本）
- ⑤戸籍記載事項証明

本人通知の記載事項

代理人や第三者に証明書を交付した場合の通知内容は、①交付年月日 ②交付証明書の種別 ③交付枚数 ④交付請求者の種別（本人の代理人、親族等の代理人、第三者（個人・法人・八業士）の5種類） ⑤交付請求者が登録者の代理人である場合に限り、代理人の氏名及び住所です。

問合せ先：多可町役場住民課 ☎0795-32-2383

受付日時：月曜日～金曜日（休日は除く）

午前8時30分～午後5時15分